

「学校園における働き方改革推進プラン」の 改訂について（案）

教員の働き方満足度日本一をめざして！～働き方改革の推進～

○学校園の働き方改革について

- ・教育委員会と学校園現場が共に取組を着実に進め、「教員の長時間勤務の解消」を通じ、教員が子どもたちの前で健康で生き生きと働くことができ、子どもたち一人一人に向き合う時間を確保できる環境の実現。
- ・「子育てしながら働きやすい」と実感できる取組として、男性教職員の育児支援などの職場環境づくりと「一人ひとりの女性が、その能力と個性を十分に発揮できる職場環境づくり」の取組を両輪として進めることによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現。

働き方改革

「教員の長時間勤務の解消の取組」

- ・専門スタッフの配置や事務負担の軽減
- ・ＩＣＴ等の活用による学校経営の効率化 など

「学校園における働き方改革推進プラン」
において取組む
※計画期間 令和元年度～令和４年度

「子育てしながら働きやすいと実感できる取組」

- ・男性教職員への育児支援
- ・女性教職員が能力と個性を発揮できる職場づくり など

「仕事と生活の両立支援プラン」
において取組む
※計画期間 令和３年度～令和７年度

- 教育振興基本計画の最重要目標のひとつである学びを支える教育環境の充実として働き方改革を進めている。
令和４年度に計画期間が終了する「学校園における働き方改革推進プラン（以下「現行プラン」）」を今年度中に改訂し、
令和５年度以降も「仕事と生活の両立支援プラン」と並行して取組みを進める。

教員が働きやすく魅力のある職場環境を作ること、教職の魅力を高め、本市の教員になりたいという人材を増やす。

○主な経過

- ・勤務時間の上限に関する方針及びその達成目標並びに目標達成に向けた取組みを示すため、令和元年12月に現行プランを策定し、教育委員会と学校園において速やかに取組むことを示し、各取組みを進めてきた。
- ・また、令和2年3月に「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し学校園において時間外勤務の適切な把握に向けた取組みも進めている。

○主な施策

○専門スタッフ等の強化・充実

- ・スクールサポートスタッフの配置
+ 289校(令和元年度:67校→令和3年度356校)
- ・部活動指導員の配置
+ 247部活動(平成30年度:69部活動
→令和3年度:316部活動)
- ・副校長・教頭補助等の配置
副校長 + 10校 (平成30度:22校→令和3年度:32校)
教頭補助 + 5校 (平成30年度:66校→令和3年度:71校)

○事務負担の軽減

- ・学校への調査・照会文書等の削減
△129件(平成30年度:455件→令和3年度326件)
- ・校園長印の削減
△179件(令和元年:219件→令和2年度40件)

○学校園における取組

- ・夏季休業中等の学校閉庁日の設定
夏季休業中に一度でも設定した率(令和3年度実績)
幼稚園及び小学校 100% 中学校 98.5%
- ・ゆとりの日の設定
各学校園の設定割合について、(令和2年度実績)
小学校 88.1% 中学校40.5% 幼稚園 100%
- ・小学校・中学校の音声応答装置の導入(平成30年導入)
業務時間外の電話対応について音声ガイダンスによる対応を実施
- ・学校や地域行事の見直し
会議の開催数の縮減、学校行事のプログラム見直し、地域行事への参加の見直しなど

現行プランに掲げる主な目標値の状況

【目標値の状況】

年度	平成30年度①	令和元年度	令和2年度	令和3年度②	令和4年度末 目標率	対平成30年度 削減・改善状況 (②-①)
月平均時間外 勤務時間	36時間 28分	33時間16分	31時間08分	31時間55分	-	△4時間33分 削減
基準1 遵守率※	39.40%	43.30%	45.40%	45.90%	49.40%以上	+ 6.5ポイント改善
基準2 遵守率※	65.50%	68.70%	71.00%	73.30%	75.50%以上	+ 7.8ポイント改善

○基準2（基準1を原則としつつ、基準1を超えて勤務する場合においても、次の4点の基準を満たすこと）

※【参考：勤務時間の上限に関する基準】

○基準1（次の2点の基準を満たすこと）

- ・1か月の時間外勤務時間が45時間を超えない
- ・1年間の時間外勤務時間が360時間を超えない

- ・1年間の時間外勤務時間が720時間を超えない
- ・1か月の時間外勤務時間が45時間を超える月を1年間に6月まで
- ・1か月の時間外勤務時間が100時間を超えない
- ・連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、時間外勤務時間の1か月当たりの平均が80時間を超えない

※上記内容に即した「大阪市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」を令和2年3月31日に制定

【参考】【時間別時間外勤務時間の推移】

令和3年度	～30時間以下 (年360時間以下)	～45時間以下 (年540時間以下)	～60時間以下 (年720時間以下)	～80時間以下 (年960時間以下)	80時間超 (年960時間以上)
校園長	192人	169人	75人	17人	4人
教頭・副校長	41人	70人	145人	158人	49人
その他教員	6413人	3156人	1683人	749人	265人
全体	6,646人 50.4%	3,395人 25.7%	1,903人 14.4%	924人 7.0%	318人 2.4%



これまでの取組により、
教員の時間外勤務は
概ね順調に減少傾向にある。

これまでの取組状況を踏まえた主な意見

○人員配置に関する意見

- ・ スクールサポートスタッフ及び部活動指導員の配置のさらなる拡充
- ・ 副校長、教頭補助等の配置の拡充による管理職の負担軽減
- ・ 学校の規模や状況に応じた人員の配置

○事務負担の軽減に関する意見

- ・ 欠席連絡等の保護者とのやりとりや、採点業務等日常業務の簡素化
- ・ 学校園に送付される通知文や照会・調査文書及びチラシ等の配布文書の削減

○その他の主な意見

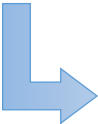
- ・ 労働時間の長さを成果と見るのではなく、限られた時間の中で教育の質を下げることなく、成果を上げることの意識改革
- ・ 地域、保護者等に向けた働き方改革についての情報発信

（１）推進プラン（改訂版）計画期間（案）

「働き方改革の推進」を特に重点的に取組むこととして位置づけた「大阪市教育振興基本計画」の計画期間と合わせ、令和５年度（２０２３年度）から令和７年度（２０２５年度）の３カ年を予定。

（２）推進プラン（改訂版）における目標値について

- ・令和３年度末の状況について、これまでの取組みにより、教員の時間外勤務は概ね順調に減少傾向にある。
- ・しかし、現行の推進プランにより一定の効果はあるものの、令和３年度末において基準１は半数以上、基準２は約４分１以上の教員が達成できていない状況。
- ・教員の働き方改革について、今まで以上に推進する必要があるため、各取組みをより進めるべき。



推進プラン（改訂版）においては、基準１・基準２の遵守率を令和４年度末における数値より、令和７年度末までにさらに１０ポイント改善することを目標とする。

教員の働き方満足度日本一に！

- ・教員の働き方改革における満足度をアップさせる（アクションプランの作成・教員の満足度調査）
- ・政令市における学校の教員の時間外勤務の時間を一番少なくする
（Ｒ３年度 大阪市 ３２時間１２分）※３位
（Ｒ３年度 政令市平均 ４０時間２３分）

など

（３）推進プラン（改訂版）の取組みを加速させる行動計画の設定

３年間の推進プラン（改訂版）の中で、目標を達成するために、数値目標に合わせて各取組みにおけるアクションプラン（施策目標及び工程表）を策定することとする。